

第11回

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時00分
※午前9時30分開場

開催
場所

東京都千代田区西神田三丁目2番1号
住友不動産千代田ファーストビル南館2階
ベルサール神保町
Room A・B・C

議案

第1号議案 取締役の報酬額改定の件
第2号議案 取締役（社外取締役で
ある者を除く）に対する
譲渡制限付株式の割当て
のための報酬決定の件

- 議場映像をインターネットにて同時配信いたしますのでご利用ください
- 株主総会の議決権行使につきましては、「書面（郵送）」または「インターネット」により事前に行使いただく方法もございますので、あわせてご検討ください

株式会社エクサウィザーズ

証券コード：4259

株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。第11回定時株主総会の開催にあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

前期は、株主の皆様のご支援のもと、各四半期において着実に業績を伸ばし、売上高・利益ともに過去最高となりました。投資フェーズを経て、大型案件を安定的に遂行できる体制が整い、自ら成長を牽引できる企業へと進化しつつあります。

生成AIやコーディングエージェントの急速な進化により、システム開発のあり方は大きく変わりつつあります。しかし、現場が真に求めているのは速さだけでなく、品質とセキュリティが確保され、確実に成果につながる仕組みです。この課題にこたえるべく、本年4月に新会社「株式会社Exa Frontier Edge(エクサフロンティアエッジ)」を設立し、AIエージェントを中核に据えた一気通貫の開発支援により、日本のSI市場の変革を推進してまいります。

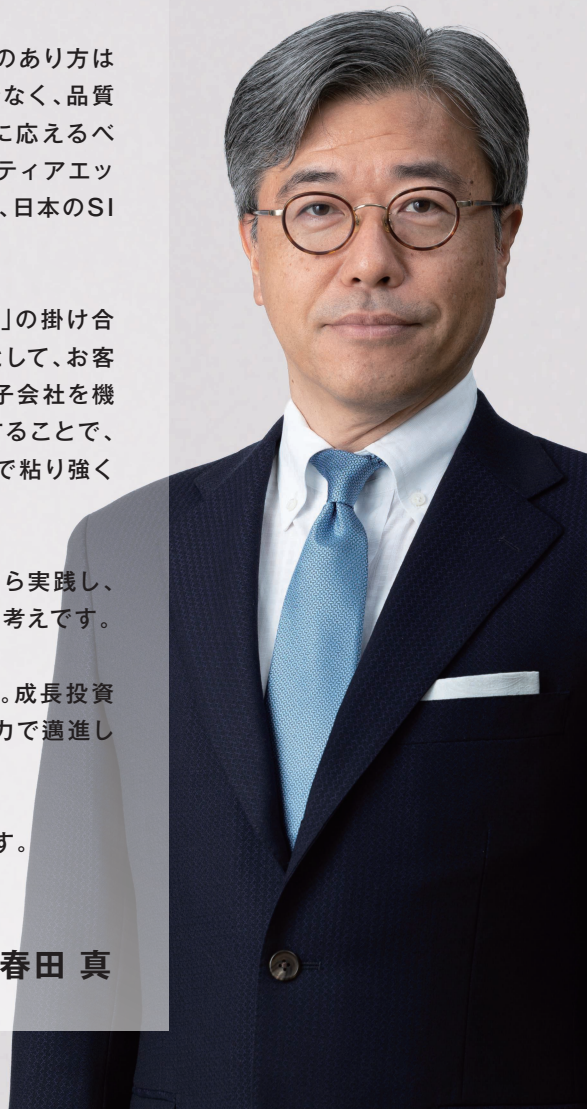
エクサウィザーズグループは、「人」「AIプラットフォーム」「AIプロダクト」の掛け合わせによるシナジーを発揮し、「企業変革を実現するAIを実装する会社」として、お客様の変革に貢献していくことを使命としております。今後も事業特化型の子会社を機動的に設立し、各社が専門性を深めながら、グループの知見・基盤を共有することで、提供価値を一層高めてまいります。技術力に加え、お客様の現場で最後まで粘り強くAIを実装しきる力こそが、当社グループの強みであると考えております。

同時に、あらゆる業務プロセスをAIで自動化する「AIドリブン経営」を自ら実践し、その知見をお客様に還元することで、日本企業の生産性向上を牽引していく考えです。

私たちが目指すのは、社会課題の解決に欠かせない存在となる企業です。成長投資と株主還元の両立を図りながら、持続的な成長と社会の発展に向けて、全力で邁進していく所存です。

引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

代表取締役社長 CEO 春田 真



証券コード 4259
2026年6月10日
(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

株 主 各 位

東京都港区芝浦四丁目2番8号
株式会社エクサウィザーズ
代表取締役社長CEO 春 田 真

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて「第11回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://exawizards.com/ir/stock/meeting>



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://shoshudenshi.exawizards.com/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エクサウィザーズ」又は「コード」に当社証券コード「4259」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、後述の「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年6月24日（水曜日）午後6時00分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、当社は、本株主総会につきましては、ライブ配信及び事前質問の受付を行う予定です。詳細は後述の「株主総会ライブ配信及び事前質問のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時00分
※午前9時30分開場
2. 場 所 東京都千代田区西神田三丁目2番1号 住友不動産千代田ファーストビル南館2階 ベルサール神保町 Room A・B・C
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第11期(2025年4月1日から2026年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期(2025年4月1日から2026年3月31日まで) 計算書類報告の件
- 決議事項 第1号議案 取締役の報酬額改定の件
第2号議案 取締役(社外取締役である者を除く)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

招集にあたっての決定事項

- 書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

※本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、従前どおりの招集ご通知を株主の皆様にお送りしております。

※電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第13条第2項の定めに従い、前頁に記載の各ウェブサイトに掲載しておりますので、交付書面には記載しておりません。

- ・事業報告の「新株予約権等の状況」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であり、また監査役が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載の各ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

ご来場される場合のお願い

- 本招集ご通知及び同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。
- 当日の議決権を有する株主様以外の方は会場へはご入場できません。代理人がご出席される場合は、当日の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。なお、代理人がご来場の場合は、議決権行使書用紙とあわせて株主様ご本人からの委任状を会場受付にご提出ください。

株主総会ライブ配信及び事前質問のご案内

本株主総会におきましては、当社指定のウェブサイトよりライブ配信をご視聴いただくことができます。また、本株主総会に先立ち、2026年6月24日（水曜日）午後6時00分まで、インターネットによる事前質問をお受けいたします。

本株主総会当日までに当社ウェブサイト（<https://exawizards.com/ir/stock/meeting/>）に、ライブ配信先のURL及び事前質問フォームを掲載いたしますので、ご利用ください。このページ下部のQRコードからもアクセスが可能です。（※「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。）

なお、ライブ配信は議事の視聴のみとなっており、ご質問及び議決権の行使は行えません。ライブ配信をご視聴になる場合は、書面（郵送）又はインターネットでの議決権行使をお願いいたします。

<ライブ配信のご利用方法>

- ① <https://exawizards.com/ir/stock/meeting/> にアクセスしてください。
- ② 「第11回定時株主総会 ライブ配信」をクリックし、配信をご覧ください。

<インターネットによる事前質問のご利用方法>

- ① <https://exawizards.com/ir/stock/meeting/> にアクセスしてください。
- ② 「インターネットによる事前質問はこちら」をクリックし、問い合わせフォームを開いてください。
- ③ 必要事項をご入力の上、「お問い合わせ種別」より「株主総会に関するご質問・お問い合わせ」を選択してください。
- ④ 「お問い合わせ内容」に事前質問の内容をご入力ください。
- ⑤ 「プライバシーポリシーはこちら」よりポリシーをご確認いただき、ご同意いただける場合は「プライバシーポリシーを確認し、同意します。」にチェックを入れてください。
- ⑥ 送信ボタンを押下してください。

※ライブ配信・事前質問フォームはこちら↓

お問い合わせ種別

選択してください
選択してください
個人投資家様からのお問い合わせ
機関投資家様・金融機関様からのお問い合わせ
その他の方からのお問い合わせ
株主総会に関するご質問・お問い合わせ

[プライバシーポリシーはこちら](#)

プライバシーポリシーを確認し、同意します。*





議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時00分(午前9時30分開場)

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後6時00分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後6時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX月XX日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

〇〇〇〇〇〇

※ 投票日現在のご所有株式数 XX股

議決権の数 XX股

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

パスワード XXXXX

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

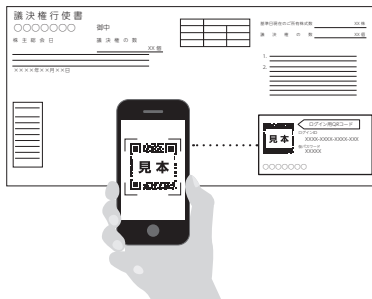
※書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ 当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

第1号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の基本報酬の額は、2017年6月29日開催の当社第2回定時株主総会において、年額100百万円以内としてご承認いただいております。これに加え、上記の取締役の基本報酬の額とは別枠として、2023年6月28日開催の当社第8回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役である者を除く。以下、「対象取締役」）に対する業績連動報酬を導入し、業績連動報酬のうち、金銭報酬を年額、前事業年度の純利益額の1%以内とすること及びストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額200百万円以内かつ6,000個以内とすることをご承認いただき、現在に至っております。

今般、当社は、急速に変化する事業環境への対応を背景に取締役の役割・責務が増大していることや中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意識をさらに高め、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、取締役の報酬等の上限額を次のとおりとすること及び報酬に関する詳細（各取締役に対する具体的な支給金額、支給の時期等）については、本議案の範囲内で、当社取締役会において定めるものとして一任することの決議をお願いするものであります。

1. 基本報酬

年額150百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）

2. 業績連動型報酬

対象取締役に対し、年額、前事業年度の純利益額の1%以内（譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権のうち、業績に連動させて支給の有無及び支給額を決定するものの総額を含む）

本議案及び第2号議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告29頁に記載の役員報酬等の内容の決定に関する方針等につき、後記【ご参考】役員報酬等の内容の決定に関する方針等（変更後）のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

上記の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含めないものといたしたいと存じます。

また、現在の当社の取締役は7名（うち社外取締役4名）であり、対象取締役は3名となります。

第2号議案 取締役（社外取締役である者を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の基本報酬の額は、2017年6月29日開催の当社第2回定時株主総会において、年額100百万円以内としてご承認いただいております。これに加え、上記の取締役の基本報酬の額とは別枠として、2023年6月28日開催の当社第8回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役である者を除く。以下、「対象取締役」）に対する業績連動報酬を導入し、業績連動報酬のうち、金銭報酬を年額、前事業年度の純利益額の1%以内とすること及びストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額200百万円以内かつ6,000個以内とすることをご承認いただき、現在に至っておりますが、第1号議案「取締役の報酬額改定の件」が原案通り承認可決されますと、当社の取締役の報酬等の額は、基本報酬として年額150百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）、対象取締役の業績連動型報酬として年額、前事業年度の純利益額の1%以内（譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権のうち、業績に連動させて支給の有無及び支給額を決定するものの総額を含む）（いずれも使用人兼務取締役の使用人分給与は含めない）となります。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、対象取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、上記ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、上記の取締役の各報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額120百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権には、固定報酬として付与するもの（固定報酬型株式報酬）並びに業績に連動させて支給の有無及び支給額を決定するもの（業績連動型株式報酬）が含まれ、また、業績連動型株式報酬に対応する金銭報酬債権の額は、第1号議案で定める業績連動型報酬の額と合わせて第1号議案で定める業績連動型報酬の総額枠の範囲内としますが、その詳細（各対象取締役に対する具体的な配分、支給の時期等）については、本議案の範囲内で、当社取締役会において定めるものとします。

譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.2%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は2.1%程度）と希薄化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案及び第1号議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告29頁に記載の役員報酬等の内容の決定に関する方針等につき、後記【ご参考】役員報酬等の内容の決定に関する方針等（変更後）のとおり変更することを予定しております。

上記の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含めないものとしたと存じます。

また、現在の当社の取締役は7名（うち社外取締役4名）であり、対象取締役は3名となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数18万株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び当社子会社の取締役のうち、一定の地位にある者に対し、割り当てる予定です。

【ご参考】役員報酬等の内容の決定に関する方針等（変更後）

基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを基本とし、各役員の職務と責任に見合った公正な処遇であり、かつ競争力のある報酬水準及び構成とするものとし、固定報酬（基本報酬及び固定報酬型株式報酬）及び業績連動型報酬から構成されるものとしております。ただし、社外取締役の報酬は基本報酬のみから構成されるものとしております。

固定報酬

基本報酬及び固定報酬型株式報酬を、固定報酬として支給することとしております。

基本報酬

金銭報酬で、月額固定で支給されるものです。役職の有無及び常勤と非常勤の別に応じて定める基準額に基づき、各役員の役割及び職責並びに会社の業績、従業員の給与体系のほかその時における社会経済情勢等を勘案の上、年次で支給額を決定することとしております。

取締役の基本報酬は、株主総会で決定された報酬総額を限度とし、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長に対して個別の支給額の決定を委任しております。

固定報酬型株式報酬

譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権のうち、固定報酬として付与されるものです。役職の有無及び常勤と非常勤の別に応じて定める基準額に基づき、各役員の役割及び職責並びに会社の業績、従業員の給与体系のほかその時における社会経済情勢等を勘案の上、株主総会で決定された報酬総額を限度とし、毎年一定の時期に、取締役会の決議に基づき付与することとしております。

固定報酬型株式報酬及び業績連動型株式報酬（後述）の総額は、株主総会で決定された譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を限度とします。

業績連動型報酬

企業価値や業績とのアライメントを強め、目的達成に対し高い報酬で報いることで企業価値及び業績の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう設計する業績連動型金銭報酬及び業績連動型株式報酬から構成されるものです。

業績連動型金銭報酬及び業績連動型株式報酬の総額は、株主総会で決定された業績連動型報酬の総額を限度とします。

業績連動型金銭報酬は、毎年一定の時期に、取締役会が定める基準に基づき、支給額を決定することとしております。取締役会は、代表取締役社長に対して個別の支給額の決定を委任してお

ります。

業績連動型株式報酬は、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権のうち、業績に連動させて支給の有無及び支給額を決定するものです。取締役会が定める基準に基づき、毎年一定の時期に、取締役会決議に基づき付与することとしております。固定報酬型株式報酬及び業績連動型株式報酬の総額は、株主総会で決定された譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を限度とします。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当社グループは、「AIを用いた社会課題解決を通じて、幸せな社会を実現する」とのミッションの下、以下の2つの事業を展開しています。

AIプロダクト事業	広範な顧客向けに、最小限の追加調整で即座に業務で活用可能なAIソフトウェアを提供し、社会課題の解決を目指す
AIソリューションサービス事業	大企業を中心として、顧客の経営課題解決を通じて、様々な業界の産業・社会課題を発見し、その革新の実現を目指す

売上高

当連結会計年度における売上高は11,996百万円（前期比+22.3%）となりました。これは主に、AIプロダクト事業において、当社サービスの利用数が増加したことによるものです。

売上原価、売上総利益

当連結会計年度における売上原価は3,994百万円（前期比-3.6%）となりました。これは主に、売上原価となるシステム利用料が増加した一方、減価償却費が減少したことによるものです。

以上の結果、当連結会計年度の売上総利益は8,002百万円（前期比+41.2%）、売上総利益率は66.7%となりました。

販売費及び一般管理費、営業損益

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は6,408百万円（前期比+13.5%）となりました。これは主に、販管費となる人件費等、広告宣伝費及びシステム利用料が増加したことによるものです。

以上の結果、当連結会計年度の営業利益は1,594百万円（前年度は23百万円の営業利益）となりました。

営業外損益、経常損益

当連結会計年度の営業外収益は14百万円（前期比+32.4%）、営業外費用は42百万円（前期比+31.2%）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は1,566百万円（前年度は2百万円の経常利益）となりました。

特別損益、親会社株主に帰属する当期純損益

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は1,546百万円（前年度は2,505百万円の税金等調整前当期純損失）となりました。

特別利益として、2百万円計上しました。また、特別損失として、22百万円計上しました。これは、AIソリューションサービス事業に属する連結子会社が保有するソフトウェア資産について、収益性が低下した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として22百万円計上したことによるものです。

また、税効果会計の適用において将来減算一時差異に対して追加的に繰延税金資産を計上したこと等により、法人税等の合計として464百万円をマイナスに計上しました。これは、今後の業績見通し等を踏まえ、将来の課税所得が確保できる見通しとなったことで、繰延税金資産の回収可能性が高まったと判断したことによるものです。

以上の結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、1,533百万円（前年度は2,576百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。セグメント利益は営業利益ベースの数値であり、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

報告セグメントの業績をより適切に評価するため、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分方法を変更しており、従来「AIプロダクト事業」「AIプラットフォーム事業」「その他サービス事業」の3つを報告セグメントとしていたものを、「AIプロダクト事業」「AIソリューションサービス事業」の2つに変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを記載しております。

①AIプロダクト事業

当連結会計年度においては、既存プロダクトの販売拡大に加え、各企業の本格的なAI投資に伴う市場の急拡大の中で、生成AIやAIエージェントの開発にも積極的に取り組んでまいりました。

企業・自治体向けDX人材育成「exaBase DXアセスメント&ラーニング」は、導入社数が2026年3月時点で2,534社となり、利用者数が約42万人に到達するなど、引き続き増加しました。「exaBase 生成AI」は、導入社数が2026年3月時点で1,422社、利用者数が約12万人と、好調に推移しました。

このような旺盛な需要に応えるために、新規プロダクトの開発・営業に係る投資に伴う人件費等やプロダクト提供に係るシステム利用料などが増加した一方で、前連結会計年度に計上したソフトウェア資産等の減損損失により、当連結会計年度に計上した減価償却費が減少しました。

この結果、売上高は4,916百万円（前期比+60.9%）、売上総利益は4,068百万円（前期比+76.9%）、売上総利益率は82.8%（前期比+7.5pt）、営業利益は1,866百万円（前期比+147.9%）となりました。

②AIソリューションサービス事業

当連結会計年度においては、あらゆる産業において企業のAI・DX支援に関する非常に強いニーズが拡大しており、こうした旺盛な需要を背景に、引き続き多数の大手企業とAIプロジェクトによるイノベーション創出に取り組んでまいりました。また、AI開発案件の精査による営業生産性の向上で人件費や業務委託費等を抑制できたことに加え、前連結会計年度に計上した減損損失による減価償却費の減少もあり、利益体質が大きく改善いたしました。このように案件精査や人員の配置転換等の体制移行を優先していた状況下におきましても、拡大するAI需要を確実に取り込んだことで、第3四半期連結会計期間以降は施策効果が顕在化し、売上は増加基調で推移いたしました。

この結果、売上高は7,238百万円（前期比+2.7%）、売上総利益は4,099百万円（前期比+12.2%）、売上総利益率は56.6%（前期比+4.8pt）、営業利益は2,217百万円（前期比+58.7%）となりました。

事業別売上高

事業区分	第10期 (2025年3月期) (前連結会計年度)		第11期 (2026年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
AIプロダクト事業	3,055	30.2	4,916	40.5	1,861	60.9
AIソリューションサービス事業	7,045	69.8	7,238	59.5	192	2.7
合計	10,101	100.0	12,155	100.0	2,053	20.3

② 資金調達の状況

当期の設備投資及び運転資金の調達を目的として、金融機関より総額300百万円の借入を行いました。

また、金融機関からの借入金について、当連結会計年度中に615百万円を返済いたしました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,065百万円であり、その主なものは、プロダクトの開発費用であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第 8 期 (2023年3月期)	第 9 期 (2024年3月期)	第 10 期 (2025年3月期)	第 11 期 (当連結会計年度 (2026年3月期))
売上高	(百万円)	5,591	8,384	9,811	11,996
経常利益又は 経常損失(△)	(百万円)	△375	△330	2	1,566
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	△141	△610	△2,576	1,533
1株当たり 当期純利益又は当期純損失(△)	(円)	△1.72	△7.50	△31.26	18.13
総資産	(百万円)	7,939	9,931	7,024	9,436
純資産	(百万円)	6,618	4,983	2,539	4,750
1株当たり純資産	(円)	78.53	59.65	29.13	53.18

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 株主資本において自己株式として計上されている「株式付与ESOP信託口」に残存する当社株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。なお、当連結会計年度における1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除した当該自己株式数は564,283株であり、当連結会計年度における1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除した当該自己株式数は601,284株であります。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第 8 期 (2023年3月期)	第 9 期 (2024年3月期)	第 10 期 (2025年3月期)	第 11 期 (当事業年度) (2026年3月期)
売 上 高	(百万円)	4,321	5,128	5,089	5,462
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	(百万円)	△247	△430	△371	466
当期純利益又は当期純損失 (△)	(百万円)	△28	△970	△1,482	875
1 株 当 た り 当期純利益又は当期純損失 (△)	(円)	△0.35	△11.92	△17.98	10.35
総 資 産	(百万円)	7,856	8,774	6,890	8,447
純 資 産	(百万円)	6,765	4,792	3,417	4,939
1 株 当 た り 純 資 産	(円)	81.19	57.97	40.69	56.68

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 株主資本において自己株式として計上されている「株式付与ESOP信託口」に残存する当社株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。なお、当事業年度における1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除した当該自己株式数は564,283株であり、当事業年度における1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除した当該自己株式数は601,284株であります。

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
エクスウェア株式会社	10	100.0	高度情報システム等のコンサルティング・開発・運用等
株式会社エクサホームケア	91	51.0	AIを利活用した介護・福祉用具等のサービスの開発・販売
株式会社スタジオム	100	100.0	IT商材の営業支援、ビジネスプロセスアウトソーシング、コールセンターの通話品質管理・応対評価AIの開発・販売
株式会社Exa Enterprise AI	100	100.0	生成AI等のテクノロジーを利活用したプロダクト・サービス等の企画・開発・販売
株式会社 ExaMD	150	100.0	認知症をはじめとする健康・医療テーマに関する社会課題解決を目的とした、マルチモーダルAI技術を用いたプロダクトやサービス等の企画・開発・販売・アライアンス(プログラム医療機器を含む)

② 事業年度末日における特定完全子会社

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社スタジオム	東京都港区赤坂三丁目4番3号	2,570百万円	8,447百万円

(4) 対処すべき課題

■中長期的な事業戦略方針と対処すべき課題

当社グループは、「AIを用いた社会課題解決を通じて、幸せな社会を実現する」をミッションに掲げ、高いAI技術力・ビジネス適用力を活かしその課題を解決することを目指しております。

近年においては、足許のLLM（大規模言語モデル）の進化により生成AIやAIエージェントの業務への利活用に向けた開発が加速しており、今後ともAI需要が高まっていくことを見込んでおります。また、各企業においても生成AIやAIエージェントへの有用性の実感が高まり、業務効率化や競争力強化のための投資意欲も向上しており、当社としましても良好な事業環境が継続している状況となっております。

そのような事業環境の中で、当社が創業以来続けてきた、個々のお客様の課題を汎用的な課題に昇華させ、より多くのお客様の課題を解決するサービスを創り出す「AIぐるぐるモデル」がさらに発展を遂げました。AIエージェントと連携するAIプロダクトの創出を加速させることが可能となり、当社は「企業変革を実現するAIを実装する会社」として、顧客の真の変革に貢献する存在へと進化しております。

今後当社としましては、企業がAIや生成AIを業務の中で当たり前前に利活用していく中で、企業自らが生産性をあげていく世界を実現していくことを目指し、当社の成長を支える「3P」と「Frontier」を軸とした以下4つを中長期的な戦略方針として掲げてまいります。

- ①人 (People)：変革を牽引し、現場実装とオペレーションを担う体制の強化
 - ・顧客のAX (AIトランスフォーメーション) を強力に推進する人材、AIの現場実装を支援する人材、そしてオペレーションを担う人材を通じて、テクノロジーの実装から運用までを伴走支援
- ②プラットフォーム (Platform)：AI導入・業務変革を支える基盤の進化とセキュリティ強化
 - ・AI導入・運用を支える基盤、データ活用基盤、業務変革基盤として「exaBase」を深化
 - ・exaBase 生成AIをexaBase Studioと連動させ、AIエージェントを駆動・管理する司令塔とするとともに、最新のLLMや内製化AIエージェントを安全に使いこなすための強固なセキュリティを構築
- ③プロダクト (Product)：特定課題を解決するAIプロダクト群の拡充とエージェント化
 - ・特定業界・特定業務の課題を解決するAIプロダクト、SaaS、業務支援サービスを強力に推進
 - ・当社の各種AIプロダクトにおけるAIエージェント対応に向けた開発を強化し、誰もが容易にAIエージェントを作成・活用できる世界を実現
- ④フロンティア (Frontier)：機動的な事業展開と戦略的パートナーシップの構築
 - ・事業特化型子会社の機動性の高い設立を通じ、新たな事業領域へスピーディに展開
 - ・事業成長をさらに加速していくため、有力企業との業務提携やJV (ジョイントベンチャー) 組成を今後も積極的に実施

■持続可能な経営基盤の強化に向けた対処すべき課題

当社は、上記に掲げた事業戦略方針に取り組むと同時に、持続可能な経営基盤を強化していくため、以下5つの課題に対しても優先的に対処してまいります。

① 更なる新規プロダクトの創出と拡大

当社グループの戦略は、顧客企業へのAI導入を通じて蓄積した知見をもとに、より広範に提供可能なAIプロダクトを開発・提供することにあります。今後も継続的に新たなAIプロダクトを創出し、より多くの顧客へ提供することが必要と考えております。

② 内部管理体制の強化

当社グループは、一層の事業規模の拡大を見込む成長段階にあり、これに応じた内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。経営の公正性・透明性を確保すべく、コーポレートガバナンスを引き続き強化するとともに、内部統制システムの運用維持及び必要に応じた見直しを図ってまいります。

③ 情報管理体制の強化

当社グループは、サービス提供やシステム運用の遂行過程において、機密情報や個人情報を取り扱う場合があり、その情報管理を徹底し、さらに継続的に強化していくことが重要であると考えております。現在、情報管理に関する各規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も様々な情報セキュリティリスクの高まりに対応し、社内教育・研修の充実やシステム整備などを通じ、情報管理を不断に強化してまいります。

④ グループ経営体制の維持・強化

当社グループは、事業成長及び事業領域の拡大を目指し、事業子会社の設立、協業先との合併会社の設立、競争力強化を目的とした企業買収等を行ってきたことでグループ会社数が増加しております。当社グループはこれに対応して、グループガバナンスの強化と経営資源配置の最適化を実現するグループ経営方針の実行を継続的に担保するとともに、必要に応じてその見直しを図る体制を維持してまいります。

⑤ サステナビリティへの取り組み

当社グループは、事業を通じた社会課題解決のためには、社内外のステークホルダーの期待に応え成長を継続していくこと、またそのための環境を構築することが不可欠であると考えております。このためステークホルダーの観点と、当社グループの持続的な成長基盤への重要性の観点から事業環境下の諸課題を検討し、そこから当社グループとステークホルダーの両者にとって特に重要と考えられる課題を特定し、以下の5つを当社グループのマテリアリティとして定義しております。

1. 多様な人材の活躍
2. 幅広い産業分野への事業展開
3. 技術的優位性の確保と向上
4. 強固なセキュリティによる安全なサービスの提供
5. ガバナンス・リスク管理体制

当社グループは、これらのマテリアリティに基づく企業活動を通じ、サステナビリティの推進と持続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

(5) 企業集団の主要な事業内容

事業区分	事業内容
AIプロダクト事業	広範な顧客向けに、最小限の追加調整で即座に業務で活用可能なAIソフトウェアを提供し、社会課題の解決を目指す
AIソリューションサービス事業	大企業を中心として、顧客の経営課題解決を通じて、様々な業界の産業・社会課題を発見し、その革新の実現を目指す

(6) 企業集団の主要拠点等

① 当社

本社	東京都港区
浜松オフィス	静岡県浜松市中央区
名古屋オフィス	愛知県名古屋市昭和区
大阪オフィス	大阪府大阪市北区
福岡オフィス	福岡県福岡市博多区

② 子会社

エクスウェア株式会社	本社（東京都港区）・島根支社（島根県松江市）
株式会社エクサホームケア	本社（東京都港区）
株式会社スタジアム	本社（東京都港区）・大阪支社（大阪市中央区）・福岡支社（福岡県福岡市）
株式会社Exa Enterprise AI	本社（東京都港区）
株式会社ExaMD	本社（東京都港区）

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
624名 (77名)	37名増 (11名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト・パートタイム社員を含みます。派遣社員は含みません。）は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
270名 (55名)	7名減 (8名増)	34.9歳	3.0年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト・パートタイム社員を含みます。派遣社員は含みません。）は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,950百万円
株式会社横浜銀行	285百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 301,232,000 株
- ② 発行済株式の総数 87,156,500 株
- ③ 株主数 40,504 名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
株式会社ベータカタリスト	8,185	9.53
坂根 裕	3,776	4.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,254	3.79
古屋 俊和	3,215	3.74
株式会社R H	3,000	3.49
株式会社K H	3,000	3.49
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,946	3.43
上田八木短資株式会社	2,000	2.33
春田 真	1,572	1.83
D 4 V 1 号投資事業有限責任組合	1,500	1.74

(注) 持株比率は自己株式（1,210千株）を控除して計算しております。なお、株式付与ESOP信託分（564千株）は自己株式に含んでおりません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当事業年度中の新株予約権の行使により、発行済株式総数は1,352,300株増加しております。

(2) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	春田 真	株式会社ベータカタリスト 代表取締役 株式会社TBSホールディングス 社外取締役
常務取締役COO	大植 択 真	株式会社Exa Enterprise AI 代表取締役
取締役 CTO	坂根 裕	－
社外取締役	宗像 直子	東京大学公共政策大学院 特任教授 株式会社村田製作所 社外取締役 (監査等委員) 住友林業株式会社 社外監査役
社外取締役	佐藤 学	PwCアドバイザリー合同会社 シニアアドバイザー
社外取締役	杉田 浩章	早稲田大学大学院経営管理研究科 教授 ユニ・チャーム株式会社 社外取締役 カルビー株式会社 社外取締役 ポストン・コンサルティング・グループ合同会社 シニア・アドバイザー
社外取締役	渡辺 雅之	株式会社FOODCODE 取締役
常勤社外監査役	都留 茂	－
社外監査役	飯田 善	飯田経営法律事務所 代表弁護士 いちごホテルリート投資法人 監督役員 (非常勤)
社外監査役	渥美 優子	Kollect/パートナーズ法律事務所 代表パートナー 株式会社Synspective 社外取締役 株式会社TKC 社外取締役

- (注) 1. 取締役宗像直子氏、佐藤学氏、杉田浩章氏及び渡辺雅之氏は、社外取締役であります。
2. 監査役都留茂氏、飯田善氏及び渥美優子氏は、社外監査役であります。
3. 取締役宗像直子氏は、経済・貿易、知的財産などの行政分野における豊富な経験に加え公共政策の専門家としての幅広い見識を有しております。
4. 取締役佐藤学氏は、公認会計士としての豊富な経験及び金融機関における豊富な経験があり、財務及び会計に関する幅広い見識を有しております。
5. 取締役杉田浩章氏は、経営者及び経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い見識を有しております。
6. 取締役渡辺雅之氏は、国内外において複数のIT企業の起業・経営経験を有し、プロダクト・サービスのグロース経験、事業開発、グローバル展開に関する幅広い見識を有しております。
7. 監査役都留茂氏は、金融機関における豊富な経験及び多様な企業における経営者としての経験と高い見識があり、内部統制並びに財務及び会計に関する高い見識を有しております。
8. 監査役飯田善氏は、弁護士としての豊富な経験及び金融機関における豊富な経験があり、企業法務並びに財務及び会計に関する高い見識を有しております。
9. 監査役渥美優子氏は、金融機関における豊富な経験と弁護士としての豊富な実務経験、多様な企業の経営及び監査・監督両面の経験と高い見識を有しております。
10. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
11. 取締役佐藤学氏は、2025年6月30日をもって、PwCアドバイザリー合同会社のパートナーを退任し、同年7月1日付で同社のシニアアドバイザーに就任しております。
12. 取締役渡辺雅之氏は、2026年1月28日をもって、株式会社タイミーの社外取締役を退任いたしました。
13. 宗像直子氏の戸籍上の氏名は土井直子であります。
14. 渥美優子氏の戸籍上の氏名は菊地優子であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られ、また責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

イ. 被保険者の範囲

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者の範囲は、当社及び当社の国内子会社の取締役、監査役、執行役員、重要な使用人、社外派遣役員及び退任役員です。

ロ. 保険契約の内容の概要

当該保険契約においては、被保険者が上記イの会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしております。当該保険契約の保険料については、全額当社が負担しております。

ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合に生じた損害賠償金や争訟費用等を補償の対象外とすることにより、被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬等の内容の決定に関する方針は以下のとおりです。

基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを基本とし、各役員の職務と責任に見合った公正な処遇であり、かつ競争力のある報酬水準及び構成とするものとし、基本報酬及び業績連動型報酬から構成されるものとしております。ただし、社外取締役は業績連動型報酬の対象としないものとしております。

基本報酬

金銭報酬で、月額固定で支給されるものです。役職の有無及び常勤と非常勤の別に応じて定める基準額に基づき、各役員の役割及び職責並びに会社の業績、従業員の給与体系のほかその時における社会経済情勢等を勘案の上、年次で支給額を決定することとしております。

取締役の基本報酬は、株主総会で決定された報酬総額を限度とし、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長に対して個別の支給額の決定を委任しております。

業績連動型報酬

企業価値や業績とのアライメントを強め、目的達成に対し高い報酬で報いることで企業価値及び業績の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう設計する業績連動型金銭報酬及び業績連動型株式報酬から構成されるものです。

業績連動型金銭報酬は、株主総会で決定された報酬総額を限度とし、毎年一定の時期に、役職の有無に応じて定める基準額並びに取締役会が定める基準に基づき、支給額を決定することとしております。取締役会は、代表取締役社長に対して個別の支給額の決定を委任しております。

業績連動型株式報酬は、株主総会で決定された報酬総額及び付与上限数を限度とし、就任時（再任時を含む。）に取締役会決議に基づき付与することとしております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動型報酬		
			金銭報酬	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	60百万円	56百万円	－	3百万円	3名
社外取締役	33百万円	33百万円	－	－	6名
監査役 (うち社外監査役)	17百万円 (17)	17百万円 (17)	－ (－)	－ (－)	4名 (4)
合計 (うち社外役員)	111百万円 (50)	107百万円 (50)	－ (－)	3百万円 (－)	13名 (10)

- (注) 1. 取締役の基本報酬の額は、2017年6月29日開催の第2回定時株主総会において、年額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含めない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。
2. 取締役（社外取締役を除く）の業績連動型報酬のうち金銭報酬の額は、2023年6月28日開催の第8回定時株主総会において、年額で前事業年度の純利益額の1%以内と決議いただいております。純利益額を報酬額の算定の指標としているのは、純利益額を最も重視すべき業績指標として位置付けているためです。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。
3. 取締役（社外取締役を除く）の業績連動型報酬のうち株式報酬は、2023年6月28日開催の第8回定時株主総会において、以下の内容で決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。

【株式報酬の内容】

a. 支給する財産

当社普通株式を対象とする新株予約権

b. 報酬総額及び付与上限

年間200百万円以内かつ6,000個以内

c. 主要な行使条件

新株予約権の割当日から権利行使期間の満了日までの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が一度でも目標株価（1,200円）を上回る価格となった場合に限り、新株予約権を行使することができる。

d. 業績指標を選定した理由

新株予約権の行使条件として当社普通株式の株価を選定した理由は、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、取締役（社外取締役を除く）に対する中長期的な企業価値及び業績の向上に向けた健全なインセンティブとして機能すると判断したためであります。

e. 業績指標に関する実績

当事業年度において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が目標株価（1,200円）を上回る価格となったことはございませんでした。

4. 監査役の基本報酬の額は、2017年6月29日開催の第2回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の数数は3名です。
5. 社外取締役の報酬等の額には、2025年6月25日開催の第10回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外取締役2名の在任中の報酬等の額を含んでおります。
6. 監査役の報酬等の額には、2025年6月25日開催の第10回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名（うち社外監査役1名）の在任中の報酬等の額を含んでおります。
7. 当事業年度において、社外役員が当社子会社から受けた役員としての報酬等はありません。
8. 取締役会は、上記イの方針に基づき、代表取締役社長である春田真氏に対し、各取締役の基本報酬の決定を委任しております。委任した理由は、代表取締役社長が当社全体の業務執行を統括していることから、各取締役の役割及び職責並びに当社の業績等を多角的に検討しつつ、各取締役の個別の報酬額を決定するには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
9. 業績連動型株式報酬の額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。

ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記イの方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

基本報酬については、当社全体の業務執行を統括する代表取締役社長が、業績連動型株式報酬については取締役会が、それぞれ「役員報酬規程」の趣旨に従い、取締役の役割及び職責並びに当社の業績等を多角的に検討の上、定められた手順及び方法により取締役の個人別の報酬額を決定していることから、取締役会は、当該決定内容が取締役会の決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役宗像直子氏は、東京大学公共政策大学院の特任教授、株式会社村田製作所の社外取締役（監査等委員）及び住友林業株式会社の社外監査役であります。東京大学公共政策大学院と当社との間には特別の関係はありません。株式会社村田製作所及び住友林業株式会社と当社との間には、AIプロダクト事業におけるプロダクト提供に係る取引関係がありますが、その売上高は、当社の当期連結売上高の1%未満です。
- ・取締役佐藤学氏は、PwCアドバイザリー合同会社のシニアアドバイザーであります。PwCアドバイザリー合同会社と当社との間には、AIプロダクト事業においてコンサルティングの取引関係がありますが、その発注金額は、当社の当期連結営業費用の1%未満です。
- ・取締役杉田浩章氏は、早稲田大学大学院経営管理研究科の教授、ユニ・チャーム株式会社の社外取締役、カルビー株式会社の社外取締役及びボストン・コンサルティング・グループ合同会社のシニア・アドバイザーであります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役渡辺雅之氏は、株式会社FOODCODEの取締役及び株式会社タイミーの社外取締役（2026年1月28日に退任済み）であります。兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役飯田善氏は、飯田経営法律事務所の代表弁護士及びいちごホテルリート投資法人の監督役員（非常勤）であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役渥美優子氏は、Kollectパートナーズ法律事務所の代表パートナー、株式会社Synspectiveの社外取締役及び株式会社TKCの社外取締役であります。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況等
取締役	宗像直子	100% 14回/14回	—	経済、貿易、知的財産に関する行政分野における豊富な経験及び公共政策の専門家としての幅広い見識から、主に当社の経営、中長期的成長戦略、知財戦略、リスク対応及び内部統制体制の改善強化に関して取締役会で意見を述べるなど、取締役会及び経営陣の意思決定に対する必要な監督、監視、助言を通じ、当社取締役会の実効性向上に貢献しております。
取締役	佐藤 学	100% 14回/14回	100% 3回/3回	大手金融機関における経理・財務に関する豊富な経験と公認会計士の有資格者としての幅広い見識に基づき、主に内部統制体制の改善強化及び財務会計の観点から取締役会及び監査役会で意見を述べるなど、当社の意思決定及び業務執行に対する監督、監視及び監査を通じ、当社の企業経営の健全性及び適正性の確保に貢献しております。
取締役	杉田浩章	82% 9回/11回	—	経営者及び経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い見識に基づき、主に当社から独立した立場で客観的かつ長期的観点から取締役会で意見を述べるなど、取締役会及び経営陣の意思決定及び業務執行に対する監督、監視及び助言を通じ、当社の成長及び企業価値向上に貢献しております。
取締役	渡辺雅之	100% 11回/11回	—	国内外において複数のIT企業の企業・経営経験を有し、プロダクト・サービスのグロース経験、事業開発、グローバル展開に関する幅広い見識に基づき、主に当社の経営及び中長期的成長戦略に関して取締役会や各事業部の担当役員へ直接意見を述べるなど、取締役会及び経営陣の意思決定及び業務執行に対する監督、監視及び監査を通じ、当社の成長及び企業価値向上に貢献しております。

地 位	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主 な 活 動 状 況 等
監査役	都留 茂	100% 14回／14回	100% 13回／13回	大手金融機関における豊富な経験及び多様な企業における経営者としての経験と高い見識に基づき、主に内部統制体制の改善強化及びコンプライアンスの観点から取締役会及び監査役会で意見を述べるなど、当社の意思決定及び業務執行に対する監督、監視及び監査を通じ、当社の企業経営の健全性及び適正性の確保に貢献しております。
監査役	飯田 善	100% 14回／14回	100% 13回／13回	大手金融機関における経理・財務に関する豊富な経験及び複数の事業会社における社外監査役を務めた経験と弁護士としての幅広い見識に基づき、主に内部統制体制の改善強化、適法性及びコンプライアンスの観点から取締役会及び監査役会で意見を述べるなど、当社の意思決定及び業務執行に対する監督、監視及び監査を通じ、当社の企業経営の健全性及び適正性の確保に貢献しております。
監査役	渥美優子	91% 10回／11回	90% 9回／10回	大手金融機関における豊富な実務経験及び弁護士としての多様な企業の経営及び監査・監督両面の経験と高い見識に基づき、主に内部統制体制の改善強化及び財務会計の観点から取締役会及び監査役会での意見を述べるなど、当社の意思決定及び業務執行に対する監督、監視及び監査を通じ、当社の企業経営の健全性及び適正性の確保に貢献しております。

- (注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いております。
2. 取締役杉田浩章氏、渡辺雅之氏及び監査役渥美優子氏については、当社取締役又は監査役就任後の出席状況及び活動状況を記載しております。
3. 取締役佐藤学氏については、当社監査役在任時の取締役会及び監査役会の出席状況並びに当社取締役就任後の取締役会出席状況及び活動状況を記載しております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、次のいずれかに該当し、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

1. 会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合
2. 会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合
3. その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査をするに不十分と判断した場合

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

⑤ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,812	流動負債	2,606
現金及び預金	3,979	1年内返済予定の長期借入金	360
売掛金及び契約資産	2,355	未払金	775
その他	477	未払費用	451
固定資産	2,624	未払法人税等	477
有形固定資産	122	契約負債	182
建物	59	賞与引当金	30
工具、器具及び備品	62	その他	328
建設仮勘定	0	固定負債	2,079
無形固定資産	1,895	長期借入金	1,875
のれん	4	退職給付に係る負債	110
顧客関連資産	939	資産除去債務	94
ソフトウェア	951	負債合計	4,685
その他	0	(純資産の部)	
投資その他の資産	606	株主資本	4,540
投資有価証券	40	資本金	2,491
繰延税金資産	169	資本剰余金	4,638
その他	396	利益剰余金	△1,904
資産合計	9,436	自己株式	△685
		新株予約権	99
		非支配株主持分	110
		純資産合計	4,750
		負債純資産合計	9,436

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	11,996
売上原価	3,994
売上総利益	8,002
販売費及び一般管理費	6,408
営業利益	1,594
営業外収益	
受取利息及び配当金	8
為替差益	2
保険解約返戻金	2
その他	1
営業外費用	
支払利息	25
支払手数料	6
持分法による投資損失	2
消費税差額	8
雑損	0
経常利益	1,566
特別利益	
固定資産売却益	2
新株予約権戻入益	0
特別損失	
固定資産除却損	0
減損	22
税金等調整前当期純利益	1,546
法人税、住民税及び事業税	446
法人税等調整額	△464
当期純利益	1,564
非支配株主に帰属する当期純利益	31
親会社株主に帰属する当期純利益	1,533

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,302	流動負債	1,559
現金及び預金	812	1年内返済予定の長期借入金	360
売掛金及び契約資産	1,538	未払金	631
前払費用	392	未払費用	262
未収入金	383	未払法人税等	38
貸倒引当金	△0	契約負債	121
その他	176	預り金	56
		その他	90
固定資産	5,145	固定負債	1,948
有形固定資産	93	長期借入金	1,875
建物	42	資産除去債務	73
工具、器具及び備品	51		
無形固定資産	623	負債合計	3,508
ソフトウェア	623	(純資産の部)	
投資その他の資産	4,428	株主資本	4,839
投資有価証券	40	資本金	2,491
関係会社株式	3,754	資本剰余金	4,638
関係会社出資金	9	資本準備金	3,138
敷金及び保証金	218	その他資本剰余金	1,500
繰延税金資産	403	利益剰余金	△1,605
その他	1	その他利益剰余金	△1,605
		繰越利益剰余金	△1,605
資産合計	8,447	自己株式	△685
		新株予約権	99
		純資産合計	4,939
		負債純資産合計	8,447

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		5,462
売上原価		1,549
売上総利益		3,912
販売費及び一般管理費		4,049
営業損		137
営業外収益		
受取利息及び配当金	3	
為替差益	2	
業務受託料	626	
その他	3	635
営業外費用		
支払利息	25	
支払手数料	6	31
経常利益		466
特別利益		
固定資産売却益	2	
新株予約権戻入益	0	2
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		469
法人税、住民税及び事業税	△30	
法人税等調整額	△376	△406
当期純利益		875

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社エクサウィザーズ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本 間 愛 雄
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 寛 幸
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エクサウィザーズの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エクサウィザーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社エクサウィザーズ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本 間 愛 雄
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 寛 幸
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エクサウィザーズの2025年4月1日から2026年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社エクサウィザーズ 監査役会

常勤社外監査役 都 留 茂 ㊟

社外監査役 飯 田 善 ㊟

社外監査役 渥 美 優 子 ㊟

以 上



株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区西神田三丁目2番1号

住友不動産千代田ファーストビル南館2階ベルサール神保町 Room A・B・C



交通のご案内

東京メトロ東西線

【九段下駅】 7番出口 徒歩3分

東京メトロ半蔵門線・都営新宿線

【九段下駅】 5番出口 徒歩4分

東京メトロ半蔵門線・都営新宿線・都営三田線

【神保町駅】 A2出口 徒歩5分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。